

個人番号(マイナンバー) 通知カードが送付されます

平成27年10月14日より、住民票を有する国民一人ひとりの住所に個人番号通知カードが郵送されます。届いたらすぐに中身を確認しましょう。

次の4つは入っていますか？

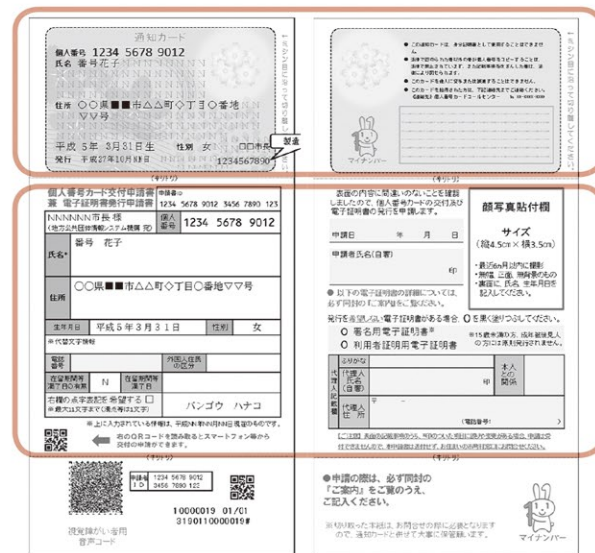
- ① 通知カード
- ② 個人番号カード交付申請書
- ③ 申請用の返信用封筒
- ④ 個人番号(マイナンバー)についての説明書

①通知カードは、一人ひとりの個人番号を記載したものです。個人番号は原則として生涯変更されませんが、紛失することのないよう、大切に保管してください。再発行は有料です(500円)。

また、転入や転居により住所が変更となった場合は、カードの裏面に新しい住所を記載します。住所異動の届出の際には、必ず通知カードを窓口へお持ちください。

- ②個人番号カード交付申請書として使うことのできる「個人番号カード」を作成するための申請書です。
- ③返信用封筒は、写真付の身分証として使うことのできる「個人番号カード」を作成するための申請書です。

紙製の簡易的なカードです



通知カード

個人番号カード交付申請書

▲表面

▲裏面

通知カードが12月になっても届かない場合はどうしたらいいの？

通知カードは、住民票の住所地へ簡易書留で送られます。

受け取り手のない通知カードは、市役所市民課・各支所市民窓口にて平成28年3月末まで保管します。窓口で直接受け取ることも可能ですので、お問い合わせください。



個人番号カードとは？

個人番号カードの取得は任意です。

- 本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに記録される電子証明書を用いてe-Taxなどの電子申請ができます。(本人が希望しない場合は、電子証明書は登録されません。)
- 行政機関等による付加サービスが利用できるようになる予定であり、将来的にもさまざまな使い道が検討されています。
- 平成28年1月より交付が開始され、初回発行手数料は無料です(電子証明書含む)。
- 個人番号カードの有効期間は、発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の方は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで)、電子証明書(署名用・利用者証明書)は発行日から5回目の誕生日までとなります。

